

平成 27 年度版 個人市民税・県民税

○ 税額控除

◆ 配当控除

国税の法人税と所得税の二重課税を排除する趣旨から所得税における配当控除が設けられたのと同様に、市民税・県民税においても算出した税額から配当控除（税額控除）を差し引くことができます。※ただし、上場株式等の配当等で、申告不要制度を選択したものや、申告分離課税の適用を選択したものは配当控除の対象になりません

配当控除額の算定は、下表の「配当の種類」に応じた配当所得に、当該配当の種類に応じた「算定時の控除率」を乗じて算定します。（表下の例参照）

区 分		配当の種類	算定時の控除率		
			市民税	県民税	
課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、分離課税に係る課税長期（又は短期）譲渡所得、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額	(1) 左記の課税総所得金額が 1 千万円以下の場合	利益の配当、剰余金の分配、特定(株式)投資信託の収益金	1.6%	1.2%	
		私募証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）	0.8%	0.6%	
		一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	
	(2) 左記の課税総所得金額が 1 千万円を超える場合 (A) + (B)	(A) 1 千万円以下の部分	(1) の 1 千万円以下の場合と同じ		
		(B) 1 千万円を超える部分	利益の配当、剰余金の分配、特定(株式)投資信託の収益金	0.8%	0.6%
			私募証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.2%	0.15%		

（例） 株式の配当所得が 50 万円で、課税総所得等の合計額が 1 千万円以下の場合

$$500,000 \text{ 円} \times 0.016 = 8,000 \text{ 円（市民税の配当控除額）}$$

$$500,000 \text{ 円} \times 0.012 = 6,000 \text{ 円（県民税の配当控除額）}$$

◆ 外国税額控除

所得税において外国税額控除を受けた場合で、所得税で控除しきれない金額がある場合、県民税の所得割額から(2)で算定した額を限度として控除し、さらに控除しきれない額がある場合、市民税の所得割額から(3)で算定した額を限度として控除することができます。

（控除限度額の算定）

$$(1) \text{ その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} = \text{所得税控除限度額 (A)}$$

$$(2) \text{ 県民税控除限度額} = (A) \times 12\%$$

$$(3) \text{ 市民税控除限度額} = (A) \times 18\%$$

なお、控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

◆住民税における住宅借入金等特別税額控除

○対象：前年分の所得税で住宅借入金等特別控除を受け、所得税で控除しきれなかった金額がある方のうち、次の方が対象となります。

① 平成11年から18年に入居した方

② 平成21年から26年に入居した方

※ 平成19年から20年に入居した方は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除は適用されません。

○算定：次の① ②のいずれか小さい金額が控除額になります。

① 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち所得税で控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限97,500円)
ただし、居住日が平成26年4月1日から平成26年12月31日までにあつて
特定取得※に該当する場合には、「5%」を「7%」に、「97,500円」を
「136,500円」として計算します。

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に8%または10%
の消費税額が含まれている場合をいいます。

○手続：勤務先の年末調整や、税務署の所得税確定申告書の内容から、市役所で住民税の控除額を決定し、適用します。

※ 平成11年から18年に入居された方は、これまで必要だった市役所への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要になります。ただし、退職所得、山林所得を有する方、所得税の平均課税の適用を受けている方は、住宅借入金等特別税額控除申告書で申告すると控除額が変わる場合があります。申告しない場合は、新たな制度の控除が適用されます。

◆ 寄付金税額控除(ふるさと納税など)

○ 対象寄附金

- ・ 地方公共団体（都道府県又は市区町村）
- ・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金
- ・ 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の中から地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、市や県が条例で定めた寄附金を追加

※市や県が条例で定めた寄附金は市もしくは県のどちらか一方が定めているものは一方のみ控除となります。

【一例】・ 市内に事務所のある学校法人 ・ 市内に事務所のある社会福祉法人

○ 控除率 適用対象寄附金×県民税４％・市民税６％

※ただし、地方公共団体に対する寄附金については、特例控除額を加算する。

(特例控除額)

[地方公共団体に対する寄附金－２千円] × [９０％－所得税の限界税率０～４０％(注１)]
× １．０２１ × 特例控除割合(注２)]

特例控除額については、個人住民税所得割の２割を限度

(注１) 複数の税率を適用して所得税を計算する場合における最も高い税率のことをいいます。
したがって、所得税を５％と１０％の税率を適用して計算する場合、高い方の率である１０％が限界税率になります。

○ 控除対象限度額 総所得金額等の３０％

○ 適用下限額 ２千円

(注２) 特例控除割合は、市民税５分の３、県民税５分の２